# 第4章 災害医療対策

# 【現状と課題】

# 現状

- 1 平常時における対策
  - 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、愛知県地域防災計画(地震災害対策計画、風水害等災害対策計画)を策定しています。
  - 大規模災害時において医療に関する調整を 担う災害医療コーディネーターとして、全県 域を対象に調整を行う本部災害医療コーディ ネーターと、2次医療圏単位で地域の医療に 関する調整を担う地域災害医療コーディネー ターを任命しています。
  - 災害医療コーディネーターをサポートし、 医薬品に関する様々な要望や、医療救護活動 に従事する薬剤師の調整を行う専門家として 災害薬事コーディネーターを任命しています。
  - 大規模災害発災時には、災害対策本部の下に、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)及び医療救護班の派遣調整等を行う災害医療調整本部を迅速に設置することとし、平時から体制強化に努めております。
  - 地域においては、2次医療圏単位で地域災 害医療対策会議を保健所が設置することとし 平時から地域の課題等について検討し、体制 強化に努めております。
  - 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣機能等を有し、災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院を広域二次救急医療圏ごとに複数設置しております。

平成29年4月1日現在、県内に35か所 を指定し、71チームの日本DMATを保有し ています。(図4-①、表4-1)

- DPATについては、平成29年○月○日現 在、県内で○チームが編成可能です。
- 大規模災害発災時の広域医療搬送拠点として、県営名古屋空港を位置付け、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置することとしています。

また、被害の大きい地域には、重症患者を 災害拠点病院やSCU等に搬送する航空機拠 点である前線型SCUを設置することとして おります。

○ 病院に対して大規模災害時における災害マ

# 課 題

- 愛知県地域防災計画に定める医療救護 活動については、東日本大震災における対 応状況や県の総合防災訓練等の結果を基 に、必要に応じて見直すことが必要です。
- 災害医療コーディネーターを中心とした、関係機関による連携体制を構築する必要があります。
- 災害医療コーディネーター間の、平常時からの連携体制を構築する必要があります。
- 災害薬事コーディネーターと災害医療 コーディネーターの連携の強化を図る必 要があります。
- 大規模災害に備え、災害医療調整本部や 地域災害医療対策会議を迅速に設置する とともに、長期間にわたりその機能を維持 させるためのマニュアルについて、BCP の考え方に基づいて策定しておく必要が あります。
- 災害時に精神疾患を有する患者の受け 入れ機能、DPATの派遣機能等を有する 災害拠点精神科病院を指定し、災害時にお ける精神科医療提供体制の強化が必要で す。
- 大規模災害時に災害拠点病院がその機能を発揮できるよう全ての施設の耐震化を図るとともに、DMATの養成及び質の向上を図っていく必要があります
- SCUの運営に係るマニュアルを策定 する必要があります。
- 前線型SCUの設置場所及びその機能 について、検討を進める必要があります。
- 全ての病院において、災害マニュアルの 作成を行うとともに、災害拠点病院におい てはBCPの考え方に基づいた災害マ ニュアルを策定する必要があります。

ニュアルの作成を指導しております。また、 災害拠点病院においては、BCP (事業継続 計画)の考え方に基づいた災害対策マニュア ルの作成を指導しております。

- 大規模災害時に備え、病院に対して耐震性 の強化を指導しています。
- 災害時の情報収集システムは、全国の都道 府県と連携して厚生労働省が運営する広域災 害救急医療情報システム(EMIS)により 構築されております。
- 災害時の医療救護体制を確保するため、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県柔道整復師会及び日本赤十字社愛知県支部と医療救護等に関する協定を締結しています。

また、中部9県1市により災害時の相互協力体制に関する協定を締結しています。

○ 平成8年4月から、大規模災害の発生時に おいて不足し供給が困難となることが予測される医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について備蓄を行い、災害発生時における 県内全域の広域的な医薬品等の供給体制を整備しています。(平成29年4月現在、医薬品は30分類(68品目)を10か所、医療機器は2分類(11品目)を10か所、衛生材料は12分類(39品目)を5か所において備蓄)

また、医療用ガス、歯科用品については 関係団体と供給協定を締結しています。

○ 県は大規模災害に備え、平常時から災害 直後、復旧・復興期までの保健師の活動を 示した「災害時保健活動マニュアル」を策 定するとともに、随時見直しを図っていま す。また保健所・市町村による地域特性に 応じた「災害時保健活動マニュアル」の作 成や不測の事態に備えるための図上演習等 の研修の開催など災害時保健活動の体制整 備を図っています。

# 2-1 発災時対策

【発災直後から 72 時間程度まで】

- 被災地からの医療救護支援要請に対応する ため、災害医療コーディネーターを参集し、 災害対策本部の下に災害医療調整本部を設置 します。
- 災害医療調整本部の下に、県内で活動する 全てのDMATを指揮・統括するDMAT調 整本部、全てのDPATを指揮・統括するD PAT調整本部を設置します。
- DMAT調整本部は、被害状況に応じて中

- 大規模災害時の被害を減らすため、病院 の耐震化を推進していく必要があります。
- 大規模災害時に県内病院の状況を的確 に把握できるよう、全ての病院がEMIS に参加登録する必要があります。
- 協定内容を必要に応じて見直す必要が あります。
- 訓練等を通じて備蓄医薬品の随時見直 しが必要です。
- 医療機関において医薬品の備蓄を進める一方、市町村においても備蓄に努めることが必要です。
- 県は東日本大震災における対応状況を 踏まえた「災害時保健活動マニュアル」の 見直しを行う必要があります。
- 市町村は各市町村の防災計画の中で発 災直後からの健康問題への保健活動の役 割を検討し平常時から体制を整備してお く必要があります。
- 県と市町村は、保健所を中心に連携し、 特に災害発生後の中長期における対応を 検討しておく必要があります。

- DMAT活動拠点本部の設置・運営体制 と管理下の災害拠点病院との連携体制の 整備が必要です。
- SCU本部及びDMAT参集本部の設置体制の整備が必要です。
- DPAT調整本部及び保健所と、今後指 定する災害拠点精神科病院との連携体制 の整備が必要です。

核となる災害拠点病院内にDMATを指揮・ 調整する機能を有するDMAT活動拠点本部 を設置します。

- DMAT調整本部は、統括DMAT登録者 が率いるDMATを県営名古屋空港に派遣し、 SCUを設置するとともに、全国から参集す るDMATの受入れ体制を整えます。
- 2 次医療圏ごとに保健所が地域災害医療対策会議を迅速に設置し、関係機関と連携して病院の被災状況等の情報収集を行うとともに、市町村と連携して必要な支援の情報収集と医療の調整にあたります。
- 災害拠点病院は、災害時の医療救護活動の 拠点となって重篤救急患者の救命医療に対応 するとともに、広域医療搬送に伴う患者の受 入れ及び搬出に対応します。

# 2-2 発災時対策

【発災後概ね72時間から5日間程度まで】

- 県災害医療調整本部において、全国から参集する医療救護班及びDPATを各地域災害医療対策会議に派遣の調整を行います。 地域災害医療対策会議は、派遣された医療救護班及びDPATの配置調整を行います。
- 医療救護班は、地域医療対策会議において 割り当てられた医療機関や医療救護所、避難 所において、医療救護活動を行います。
- 保健所及び市町村の保健師は、連携・協力 して、保健活動を開始します。
- 保健所及び市町村は、連携・協力して、主 に避難所における災害時要援護者や被災住民 への健康相談、歯科保健相談、精神保健福祉 相談、栄養指導等の保健活動を推進するため の人的・物的確保を行います。また、医療ボ ランティアの受入れを行います。

# 2-3 発災時対策

# 【発生後概ね5日目程度以降】

- (1) 医療保健対策
  - 県災害医療調整本部において、医療チーム やDPAT、保健師チーム等の派遣調整を行います。また、地域災害医療対策会議において、それらの配置調整を行います。
  - 医療救護所や避難所における医療救護活動 に加えて、DPATによる活動や保健活動を 行います。

- 発災時に被災状況等の情報収集が速や かに行われるよう平時から訓練を実施す るなど病院関係者との連携を強化する必 要があります。
- 精神科病院が被災した場合に、入院患者 の移送や受入れ等を円滑に行うことがで きる体制を整備する必要があります。
- DMATから医療救護班による医療救護活動に切り替えていく時期であるため、 DMATから医療をシームレスに医療救護班に引き継ぐことが必要です。
- 避難所、医療救護所の運営状況を把握できるようEMISを活用について、市町村と連携していく必要があります。
- 迅速に保健活動が行えるよう、平時から の演習実習等、体制整備に向けた取組が必 要です。
- 災害時要援護者に係る情報の把握、共有 及び安否確認等の円滑な実施には、自主防 災組織や民生委員・児童委員等を含めた関 係機関との連携が必要です。
- 地域災害医療対策会議における医療と 公衆衛生との連携が必要です。
- 復旧までの期間が長期にわたることを 想定した、チームの編成が必要です。
- 地域災害医療対策会議における各チームの連携体制の整備が必要です。
- 被災地域の医療機関の復旧支援が必要 です。
- 各チームにおける通信手段の確保が必要です。

#### (2) 防疫対策

- まん延しないように、感染症発生状況やその 兆候等の把握及び防疫活動状況等の把握を行 います。
- 災害発生時には、被災地において感染症が 災害に応じた防疫活動がいずれの被災 地においても効果的に行われるよう市町 村と保健所との連携体制を構築する必要 があります。

## (3) 食品衛生対策

○ 救援物資集積所等の把握及び避難所等で食 中毒発生防止に必要な食品衛生対策を実施し

また、食品関係営業施設に対し、復旧活動 について指導することとしています。

# 3 危機管理対応

- る多重交通事故など、大規模な事故災害発生 時には、必要に応じてDMAT及びDPAT の派遣を要請します。
- 航空機事故、鉄道事故、高速道路等におけ 局地的な事故災害発生時におけるDM ATの派遣については、消防機関と連携し た初動体制について検討していく必要が あります。

#### 【今後の方策】

- 全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院において、全施設の耐震化、自家発電装置の 充実、衛星携帯電話等通信手段の充実、診療に必要な水及び飲料水等の確保など、災害時に おける中心的な役割を果たすために必要な機能の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療の確保を図るため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院以外の医療 施設についても耐震化を推進するとともに、施設、設備の充実及び機能の強化を図ります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、県災害対策本部及び地域災害医療対策会議(二 次医療圏) において、コーディネート機能が十分に発揮できるよう、災害医療コーディネー ター、県医師会等関係団体、自衛隊等関係機関との連携体制の充実・強化を図ります。
- 災害医療コーディネーター、県医師会等関係団体、自衛隊等関係機関が連携して、南海ト ラフ地震を想定した訓練を定期的に実施するとともに、訓練結果の検証を基に医療救護活動 計画を見直すなど、災害に備えた体制の充実・強化を図ります。
- 関係機関と連携し、医療救護活動に従事する専門家育成のための研修を開催します。
- 災害発生時には、迅速に対応できるよう初動体制の確立を図るとともに、被災者に対する 医療、保健を長期にわたって活動できる医療体制の確立を図ります。
- 東日本大震災における対応状況を踏まえ、既存の「災害時保健活動マニュアル」を改訂し ます。
- 保健所における災害時の対応力の強化を図ります。
- 全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院がBCP(事業継続計画)の考え方に基づい た災害対策マニュアルが作成されるよう指導していくとともに、これら以外の医療機関にお いても、初動体制を定めた災害対策マニュアルの作成を促します。
- 災害時には医療機関が広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を迅速かつ適切に運 用できるよう保健所が中心となって定期的な訓練を実施していくとともに、医療救護所の活 動状況などを広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して把握できるよう、市 町村、愛知県医師会等の関係団体との連携体制を確立していきます。
- 大規模災害に備えて、医薬品の備蓄の充実を図るとともに、災害時の医薬品卸売販売業者 による流通の支援体制等、災害時における医薬品の供給体制の充実を図ります。
- 災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の充実を図ります。

#### 【目標値】

# 今後、記載予定

#### - 用語の解説

# 〇 災害拠点病院

重篤救急患者の救命医療を担う高度な診療機能、広域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継続して提供するための拠点となる病院です。

○ 災害拠点精神科病院

災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神科医療を行うための診療機能やDPA T派遣機能を有するほか、患者の一時的避難に対応できる場所(体育館等)や重症な精神疾患 を有する患者に対応可能な保護室を有し、災害時における精神科医療を提供する上での中心的 な役割を担う病院です。

○ 災害医療コーディネーター

県が任命する救急医療・災害医療に精通した医師で、医療ニーズに比して圧倒的に提供可能な医療資源が少ないことが想定される災害時において、的確に医療ニーズを把握し、被災状況や緊急性等を踏まえて医療を提供していくための分析や調整を行う上での中心的な役割を担います。

○ 災害薬事コーディネーター

県が任命する災害薬事に精通した薬剤師で、県災害医療調整本部において被災地域からの医薬品等に関する要請や医療救護活動に従事する薬剤師の配置調整などを行うことで災害医療コーディネーターをサポートします。

○ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS)

大規模な災害や事故に備え、インターネットを利用して医療機関の情報を収集・発信し、活用できるよう、厚生労働省が中心となって、全国の都道府県と連携して運営しているシステムであり、災害時における迅速な医療活動において重要な役割を果たします。

○ 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU: Staging Care Unit) 災害時において、重症患者を県外の災害拠点病院に搬送するための航空搬送拠点であり、患 者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所です。(県営名古屋空港)

○ 前線型SCU

甚大な被害を受けた地域の重症患者をSCUや被災地域外の災害拠点病院に搬送するための 航空搬送拠点であり、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所です。

○ 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

災害急性期(概ね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームです。

「日本DMAT…厚生労働省主催の専門研修を受講した者により編成されたチームで、全国で 活動できるチーム

愛知DMAT…県主催の専門研修を受講した者により編成されたチームで、県内のみで活動 するチーム

- 災害派遣精神科医療チーム (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team) 被災地での精神科医療の提供、精神保健活動や被災した医療機関への専門的支援、支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への精神的ケア等を行う専門チームです。
- 災害時保健活動マニュアル

被災住民の健康回復への支援・生活再生への支援に向けて、災害時、保健師が迅速・的確に 活動を行うための指針です。